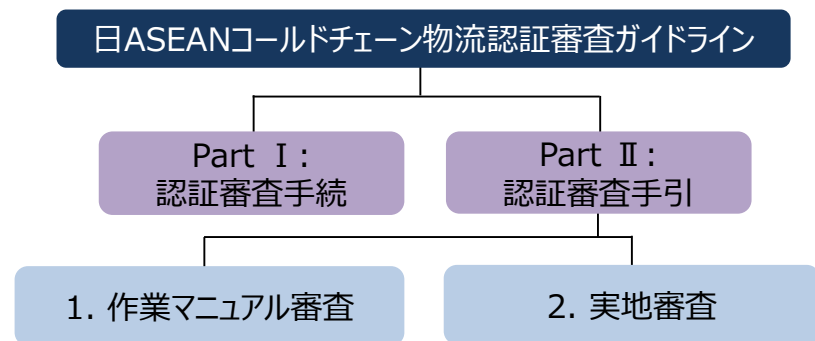


- ASEAN各国では、2018年に策定した「日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン※」を基にしたコールドチェーン物流サービスの規格化を推進しているが、**コールドチェーン物流に精通している現地の認証機関は少なく、適切な認証審査の実施が課題。**
- 適切な認証体制の整備に向けて、**認証機関が行うべき手続きや審査の際に確認すべき項目を記載したガイドラインを策定。2021年11月の第19回日ASEAN交通大臣会合で正式承認された。**
- ASEAN各国における適切な認証体制の整備を促進することにより、コールドチェーン物流サービスの品質向上に貢献。

※B to B分野における食品の低温輸送及び低温保管において、物流事業者が考慮すべき基本的な留意事項を定めたもの。

ガイドラインの構成・内容



<認証審査手続の主な項目>

- ・認証審査申込み・契約
- ・認証審査
- ・認証の決定・登録
- ・登録を維持するための審査
- ・登録の削除、一時停止

<認証審査手引の項目>

- ・審査の基本的な考え方
- ・低温保管サービスにかかる審査
- ・低温輸送サービスにかかる審査

作業マニュアル審査及び実地審査での確認事項例

日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン 3-1-2 (II)

倉庫事業者は冷蔵・冷凍倉庫に外気が侵入して内部の温度が変化し、食品等の品質が劣化しないよう、対策を講じる。

1 作業マニュアル審査

確認ポイント例	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内規定や作業マニュアル等に、貨物の保管エリア入り口にビニールカーテンを設置するなどの対策が盛り込まれているか。
---------	--

2 実地審査

確認ポイント例	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内規定や作業マニュアル等に基づき、ビニールカーテンの設置など、内部の温度上昇を防ぐための措置が講じられているか。
---------	---

